

※黄色部分…確定後に記入する部分

※ピンクマーカー…計画策定委員会、庁内検討組織等の意見を踏まえ変更した部分

※緑色マーカー…素案から追加した部分

第２期印西市教育振興基本計画

～だれもが輝き ともにばたく いんざいの学び～

（第１次素案）

- ・骨子案をベースに作成しています。
- ・基本理念と基本方針は、前計画を踏襲しています。
- ・基本目標は、総合計画の政策の目指す姿を引用しています。
- ・計画の体系は、総合計画の政策を基に前計画の体系を組み替えています。
- ・基本目標ごとの内容については、前計画をベースに点検・評価等を踏まえ作成しています。
- ・確認事項は、黄色の網掛けにしています。

※全体の内容について、ご協議、ご確認をお願いします。

令和３年９月

印西市教育委員会

※表記ルール（この項は計画書では削除）

前計画を基に、原則、以下を使用しています。

ただし、引用等は原文通り。

必要に応じて修正します。

- 1 原則和暦
- 2 数値 1 文字全角、2 文字以上半角
- 3 アルファベットは大文字
- 4 「など」、「等」は適宜
- 5 取り組み（名詞は取組）
- 6 子ども（×子供）
- 7 一人ひとり
- 8 文化・芸術（文化芸術活動など後ろに言葉が付くものは中点なし）
- 9 ～中
- 10 ごと



主な用語を記載していますが、追加があればお願いします

目 次

第1章 総論	1
第1節 計画策定の背景と趣旨	2
第2節 計画の位置づけ	3
第3節 計画の構成と期間	4
1 計画の構成	4
2 計画の期間	5
第4節 計画の策定体制	6
第5節 教育を取り巻く国、県の動向	7
1 国の教育行政の動向	7
2 千葉県の教育行政の動向	11
3 SDGs（持続可能な開発目標）の反映	12
第6節 印西市の教育の点検・評価と課題	13
1 印西市の教育の点検・評価の反映	13
2 印西市の教育の現状と課題	14
第2章 基本方針	19
第1節 基本理念と基本方針	20
1 印西市の教育の基本理念	20
2 印西市の教育の基本方針	21
第2節 基本目標	24
第3節 計画の体系	26
第4節 重点的な取組の設定	27
第3章 基本目標ごとの計画	29
基本目標Ⅰ 知・徳・体の調和のとれた教育を推進し、生きる力を持ち未来を拓く子どもを育む（学校教育）	30
主な取組Ⅰ－1 子どもたちの学ぶ力を育む	32
主な取組Ⅰ－2 子どもたちの豊かな心を育む	36
主な取組Ⅰ－3 子どもたちの健やかな体を育む	38
基本目標Ⅱ 子どもたちが安全で安心できる生活を送り健やかに成長できるよう、教育環境を充実させる（教育環境）	41
主な取組Ⅱ－1 教育環境整備の充実	43
主な取組Ⅱ－2 学校の適正規模・適正配置の推進	44
主な取組Ⅱ－3 情報化社会に対応した教育の推進	45
主な取組Ⅱ－4 信頼される学校づくり	46
基本目標Ⅲ 市民が様々な文化や芸術に触れることができるとともに、先人の残した文化遺産の価値や意義を次世代に適切に継承する（文化・芸術）	48
主な取組Ⅲ－1 文化・芸術活動の推進	50

主な取組Ⅲ－２	文化財の保護・活用の推進.....	51
主な取組Ⅲ－３	市史編さん事業や地域史料の保存.....	53
基本目標Ⅳ	市民が生涯を通して学ぶことができるとともに、地域で子どもたちを守り育てる（生涯学習・青少年健全育成） ...	54
主な取組Ⅳ－１	多様な学習機会の提供.....	56
主な取組Ⅳ－２	図書館サービスの充実.....	58
主な取組Ⅳ－３	生涯学習施設の整備・充実.....	59
主な取組Ⅳ－４	家庭と地域の教育力向上と青少年の健全育成	60
第４章	計画の推進	63
第１節	計画の推進体制	64
１	関係機関等との連携.....	64
２	市民との連携.....	64
３	庁内の連携.....	64
第２節	計画の進行管理	65
１	点検・評価の実施.....	65
２	フォローアップの実施	65

第 1 章 総論

第 1 節 計画策定の背景と趣旨

第 2 節 計画の位置づけ

第 3 節 計画の構成と期間

第 4 節 計画の策定体制

第 5 節 教育を取り巻く国、県の動向

第 6 節 印西市の教育の点検・評価と課題

第1節 計画策定の背景と趣旨

印西市（以下「本市」という。）では、「印西市教育大綱」、「印西市教育振興基本計画」（以下「前計画」という。）を策定し、本市の教育や学びを推進しています。

国内の情勢は、技術革新やグローバル化の一層の進展、人口構造や雇用環境の変化等が予想されるなど、子どもたちを取り巻く社会環境が大きく変化していることから、「誰一人取り残さない」教育の在り方が求められています。世界の情勢としては、貧困や紛争、感染症や環境問題、エネルギー資源の問題など、地球規模の課題に対し、国際社会全体では、SDGs（持続可能な開発目標）が掲げられ、持続可能な世界の実現を目指しています。

このように変化し続ける情勢の中で、次世代に向けて、子どもたちが力強く歩んでいく力を身に付ける学校教育は極めて重要です。

そして、希薄化する地域コミュニティの中で家庭や地域の教育力を向上させること、生涯にわたり活躍を続けるための継続的な学習機会の充実、豊かな心や郷土意識を育むための芸術の振興や文化の継承を図ることが強く求められています。

国は、平成18年に新しい時代の教育理念を明示する教育基本法を改正し、この法律に基づき、平成20年7月に第1期教育振興基本計画を策定しました。そして、平成30年6月には第3期教育振興基本計画を策定し、令和12年（2030年）以降の社会の変化を見据えた教育施策のあり方が示されました。

このようなことから、「印西市総合計画」で定めた将来都市像を実現するための5つの基本政策のひとつ「子どもたちの未来を育み誰もが心に豊かさをもたらしまちをつくります」の推進に向けた本市の教育や学びの総合的計画の策定が、本市教育委員会として重要と考え、たくましく生きる子どもたちを育成する学校教育やすべての市民の学習環境の充実を図る生涯学習、文化芸術を包括した市全体の教育や学習の方向性を示す「第2期印西市教育振興基本計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

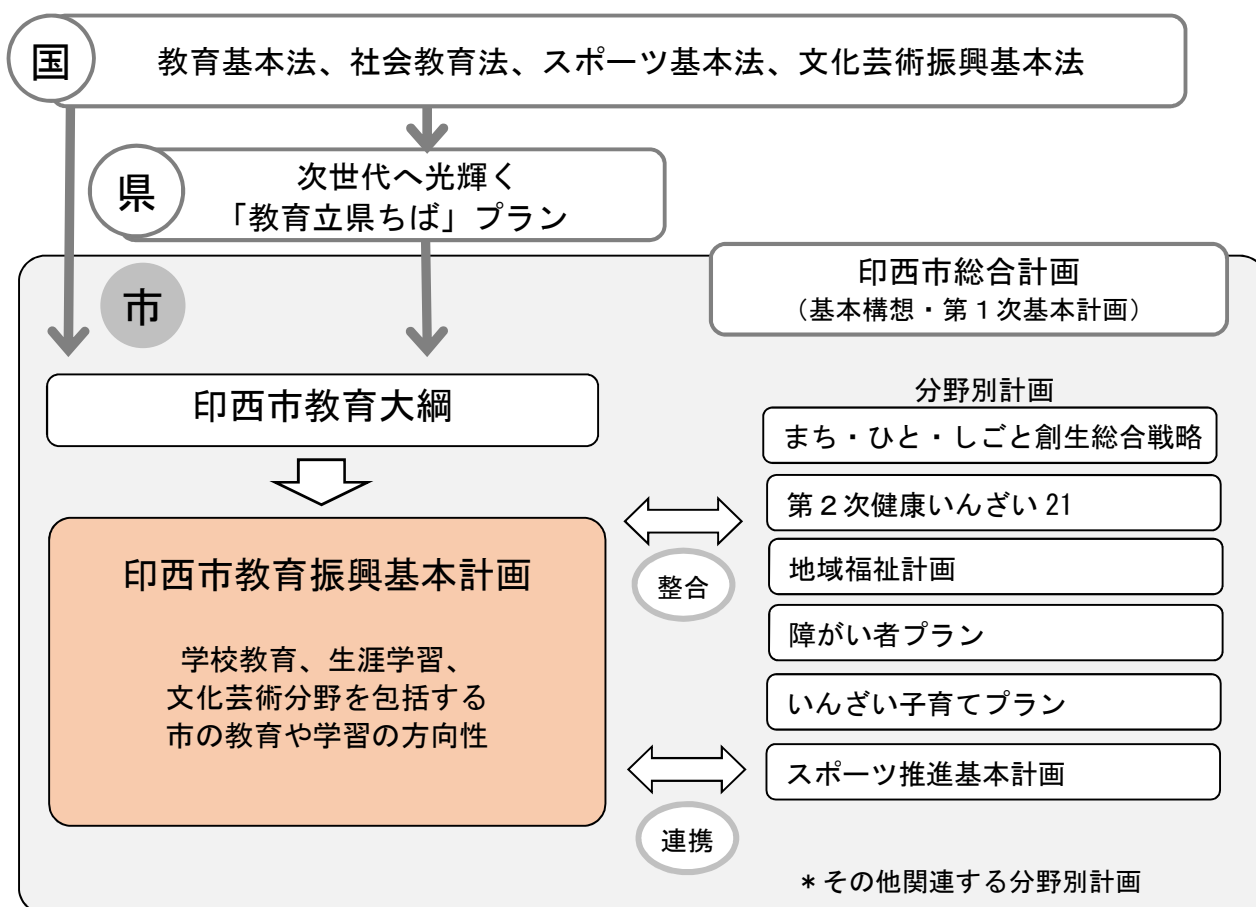
第2節 計画の位置づけ

教育振興基本計画の策定については、教育基本法第17条第2項において「地方公共団体は、国の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。」と定められています。

本計画は、国及び千葉県の教育振興基本計画の内容を参酌するとともに、市長と教育委員会の協議・調整の場である総合教育会議における議論を踏まえ、市長が策定した印西市教育大綱を尊重しています。

また、本計画の策定及び推進にあたっては、本市総合計画をはじめ、分野別計画との整合を図っています。（生涯スポーツ分野については、スポーツ推進基本計画に含めることとなったため、本計画と連携して推進することとします。）

■ 関係図



第3節 計画の構成と期間

1 計画の構成

教育振興基本計画は、「印西市総合計画」で定めた将来都市像を実現するための5つの基本政策のひとつ「子どもたちの未来を育み誰もが心に豊かさをもたらすまちをつくります」の推進に向けた本市の教育や学びの総合的計画となるものです。

本計画は、「基本方針」、「基本目標ごとの計画」で構成します。

■ 計画の構成

基本方針	教育や学びの総合的かつ計画的な行政運営を図るため、市が目指す教育や学びの「基本理念」を掲げ、それを実現するための「基本方針」、「基本目標」を示しています。
基本目標ごとの計画	基本方針に示された「基本目標」に沿って、その「主な取組」を体系的に示すものです。

2 計画の期間

本計画の期間は、印西市総合計画との整合性を図るため、令和4年度からの4年間（令和4～7年度）とします。

ただし、法制度の大幅な改正や社会動向の大きな変化があった場合には、計画期間中であっても見直しを行うものとします。

計画最終年度の令和7年度には次期計画を策定します。

■ 教育に関する本市の主な計画等の期間

	令和	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
第2期印西市教育振興基本計画（本計画）				令和4年度～7年度							
印西市総合計画基本構想			令和3年度～12年度								
印西市総合計画第1次基本計画			令和3年度～7年度								
まち・ひと・しごと創生総合戦略		令和2年度～6年度									
教育大綱			令和3年度～7年度								

（参考）

【国】第3期教育振興基本計画	平成30年度～令和4年度										
【国】文化芸術推進基本計画（第1期）	平成30年度～令和4年度										
【県】第3期千葉県教育振興基本計画		令和2年度～6年度									

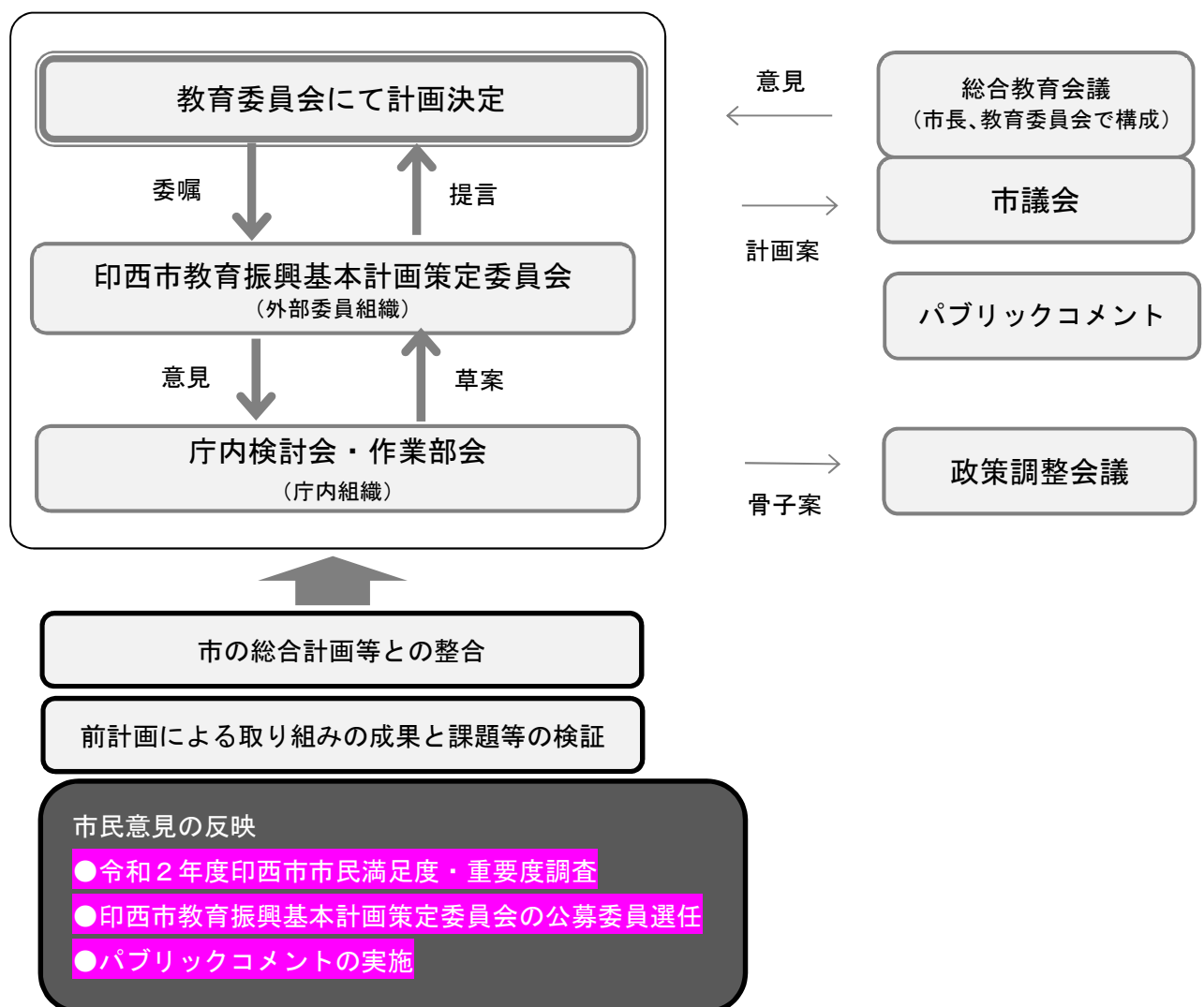
第4節 計画の策定体制

前計画における事業の成果・課題等を検証し、関連する各種計画との整合を図り、令和2年度市民満足度・重要度調査の結果や総合計画策定時の市民意見等を勘案して、「庁内検討会・作業部会」が計画草案を作成しました。

「印西市教育振興基本計画策定委員会」において、計画草案をさらに精査し、本市教育委員会に提言いただきました。

市教育委員会では、総合教育会議（市長と教育委員会の協議・調整の場）において調整の上、「印西市教育振興基本計画策定委員会」の提言と本市議会及びパブリックコメントの意見を踏まえ、本計画を決定しました。

■ 体制のイメージ図



第5節 教育を取り巻く国、県の動向

1 国の教育行政の動向

(1) 教育基本法等の改正

平成18年12月、約60年ぶりとなる教育基本法の改正が行われました。改正教育基本法では①知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自己実現を目指す自立した人間、②公共の精神を尊び、国家・社会の形成に主体的に参画する国民、③我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人の育成を目指すことが明示されました。

さらに、「家庭教育」、「幼児期の教育」、「学校、家庭及び地域住民などの相互の連携協力」に関する事項とともに、教育振興基本計画の策定などが規定されています。

平成26年6月、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律において、①首長による大綱の策定、②総合教育会議の設置、③教育長と教育委員長を一本化した新たな責任者（新教育長）の設置、④教育委員会のチェック機能の強化、⑤国の関与の見直しなどが盛り込まれました。

(2) 教育振興基本計画の策定

教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る基本計画として、平成20年7月に「教育振興基本計画」（計画期間：平成20～24年度）が策定されました。

続いて、平成25年6月に「第2期教育振興基本計画」（計画期間：平成25～29年度）が閣議決定され、平成30年6月に「第3期教育振興基本計画」（計画期間：平成30年度～令和4年度）が閣議決定されました。

第3期教育振興基本計画では、第2期教育振興基本計画で掲げた「自立」「協働」「創造」の方向性を継承すると同時に、令和12年以降の社会を展望した教育政策の重点事項を踏まえ、今後の教育政策に関する五つの基本的な方針が示されています。

(3) 学習指導要領・教育要領の改訂

平成29年3月に小学校、中学校における教育課程の基準を定めた学習指導要領と幼稚園教育要領の改訂が行われ、平成30年4月から幼稚園、令和2年4月から小学校、令和3年4月から中学校で全面実施されています。

学習指導要領では、子どもたちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することや、その際、子どもたちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視することが示されています。

また、新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた教科・科目等の新設や目標・内容の見直し、主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・ラーニング」）の視点からの学習過程の改善が図られています。

（４）社会教育関連法の改正

平成 20 年 6 月、教育基本法において生涯学習の理念が明示されたことなどを踏まえ、社会教育法、図書館法、博物館法が改正されました。

改正された社会教育法では、地域住民などによる学習の成果を活用した学校などにおける教育活動機会の提供や、放課後・休日に学校などを利用した学習機会の提供、家庭教育に関する情報提供などについて規定されています。

また、公民館、図書館、博物館などの社会教育施設の運営能力向上に関する事項や、専門職員の資質向上に関する事項が規定されています。

平成 29 年 4 月、社会教育法の改正に伴い、「地域学校協働活動の推進に向けたガイドライン」が策定されました。

このガイドラインは、地域における教育力の低下、家庭の孤立化などの課題や、学校を取り巻く問題の複雑化・困難化に対応するため、地域と学校がパートナーとして連携・協働するための組織的・継続的な仕組みなどが盛り込まれています。

（５）スポーツ基本法の施行

平成 23 年 8 月、従来のスポーツ振興法に代わり、スポーツの推進のための基本的な法律として、スポーツ基本法が施行されました。

この法律は、スポーツに関する基本理念を定め、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的としています。

この法律に基づき、平成 29 年 3 月、全ての人々が自発的にスポーツに取り組み自己実現を図り、スポーツの力で輝くことにより、前向きで活力ある社会と、絆の強い世界を創ることを目指す「第 2 期スポーツ基本計画」が策定され、今後 5 年間（平成 29 年度～令和 3 年度）の基本方針と実施する施策と目標が示されました。

（６）子ども・子育て関連３法^{（注）}の成立・次世代育成支援対策推進法の延長

平成 24 年 8 月に、子ども及び保護者などに必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健全に成長できる社会の実現を目的として、子ども・子育て支援法をはじめとする子ども・子育て関連 3 法が成立しました。

また、平成 26 年 4 月には、次代の社会を担う子どもの健全な育成の支援を目的とした次世代育成支援対策推進法が延長されています。

令和元年 10 月、子ども子育て支援法の一部を改正する法律が施行され、幼児教育・保育の無償化がスタートしました。

（注）子ども・子育て関連 3 法：「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の 3 法のことであり、『子ども・子育て支援新制度』の根拠法令のこと。

（７）子ども・若者育成支援推進法の施行

平成 22 年 4 月に、子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組みの整備と、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワーク整備を目的とする、子ども・若者育成支援推進法が施行され、国は同年 7 月に「子ども・若者ビジョン」を策定しました。

（８）文化芸術推進基本計画の策定

国は、文化芸術振興基本法（平成 29 年 6 月公布・施行）の改正に基づき、「文化芸術推進基本計画（第 1 期）」（計画期間：平成 30 年度～令和 4 年度）を策定しました。

この計画では、「文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有し、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けるという文化芸術基本法を前提として、①文化芸術の創造・発展・継承と教育、②創造的で活力ある社会、③心豊かで多様性のある社会、④地域の文化芸術を推進するプラットフォーム、という 4 つの目指すべき姿が示されています。

■近年の国の主な取組

年 月	事 項
平成 2 年 6 月	生涯学習振興法の制定
平成 13 年 12 月	子どもの読書活動の推進に関する法律の施行
平成 18 年 12 月	教育基本法の改正
平成 19 年 6 月	学校教育法、教職員免許法及び教育公務員特例法、 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正
平成 20 年 2 月	新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について（答申）
平成 20 年 3 月	学習指導要領の改訂（小・中学校）、教育要領の改訂（幼稚園）
平成 20 年 6 月	社会教育法、図書館法、博物館法の改正
平成 20 年 7 月	教育振興基本計画の策定
平成 21 年 3 月	学習指導要領の改訂（高等学校、特別支援学校）
平成 22 年 4 月	子ども・若者育成支援推進法の施行
平成 22 年 7 月	子ども・若者ビジョンの策定
平成 23 年 8 月	スポーツ基本法の施行
平成 24 年 7 月	共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム ^{（注 1）} 構築のための 特別支援教育の推進（報告）
平成 24 年 8 月	子ども・子育て関連 3 法成立
平成 25 年 6 月	第 2 期教育振興基本計画の策定
平成 25 年 6 月	いじめ防止対策推進法の制定
平成 26 年 4 月	次世代育成支援対策推進法の延長
平成 27 年 4 月	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行
平成 27 年 5 月	文化芸術の振興に関する基本的な方針（第 4 次基本方針）の策定
平成 27 年 10 月	スポーツ庁設置
平成 28 年 4 月	障害者差別解消法の施行
平成 29 年 3 月	学習指導要領の改訂（小・中学校）、教育要領の改訂（幼稚園）
平成 29 年 3 月	社会教育法の改正
平成 29 年 3 月	第 2 期スポーツ基本計画の策定
平成 29 年 4 月	地域学校協働活動の推進に向けたガイドラインの策定
平成 29 年 6 月	文化芸術振興基本法の改正
平成 30 年 6 月	第 3 期教育振興基本計画の策定
令和元年 6 月	読書バリアフリー法の施行
令和元年 10 月	子ども・子育て支援法の一部改正、幼児教育・保育の無償化がスタート
令和元年 12 月	G I G A スクール実現推進本部の設置、G I G A スクール構想 ^{（注 2）}

（注 1）インクルーシブ教育システム：障がいのある者となない者が可能な限りともに学ぶ仕組みのこと。

（注 2）G I G A スクール構想：最先端の I C T 教育を取り入れ、これまでの実践と I C T のベストミックスを図り、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現すること。児童生徒 1 人 1 台の学習用端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備する構想。

2 千葉県の教育行政の動向

千葉県では、教育施策を総合的かつ計画的に進めていくため、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、平成22年3月に「みんなで取り組む『教育立県ちば』プラン」を策定しました。

「みんなで取り組む『教育立県ちば』プラン」(第1期計画)及び「新 みんなで取り組む『教育立県ちば』プラン」(第2期計画)を引き継ぐ第3期計画として、令和2年2月に「次代へ光り輝く『教育立県ちば』プラン」を策定しました。

第3期計画では、教育の現状や第1期計画の検証結果と、今後の重要課題に基づき、基本理念を定め、4つの基本目標を掲げ、施策の推進に取り組んでいくこととしています。

■ 次代へ光り輝く『教育立県ちば』プラン

<基本理念>

ちばの教育の力で 「県民としての誇り」を高める！
「人間の強み」を伸ばす！
「世界とつながる人材」を育てる！

<4つの基本目標>

- 基本目標1 ちばの教育の力で、志を持ち、未来を切り拓く、ちばの子供を育てる
- 基本目標2 ちばの教育の力で、「自信」と「安心」を育む学校をつくる
- 基本目標3 ちばの教育の力で、家庭と地域の絆を深め、全ての人が活躍できる環境を整える
- 基本目標4 ちばの教育の力で、世界を舞台に活躍する人材を育成し、「楽しい」「喜び」に満ちた豊かな社会を創る

<計画の取組方針>

「ふれる」、「かかわる」、そして「つながる」

3 SDGs（持続可能な開発目標）の反映

SDGs（持続可能な開発目標）は、平成27年9月に国連で採択された令和12年（2030年）までに先進国を含む国際社会全体で達成を目指す17のゴール（国際目標）です。

本市の教育の基本理念を実現するための取組と関連する部分は、取組を推進するうえで相乗効果が期待できることから、本計画と一体的に推進します。

SDGs（持続可能な開発目標 エスディージーズ）の17のゴール（国際目標）

 1 貧困をなくそう	1.貧困をなくそう あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ	 2 飢餓をゼロに	2.飢餓をゼロに 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する
 3 すべての人に健康と福祉を	3.すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する	 4 質の高い教育をみんなに	4.質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
 5 ジェンダー平等を実現しよう	5.ジェンダー平等を実現しよう ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る	 6 安全な水とトイレを世界中に	6.安全な水とトイレを世界中に すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する
 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	7.エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する	 8 働きがいも経済成長も	8.働きがいも経済成長も すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する
 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	9.産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る	 10 人や国の不平等をなくそう	10.人や国の不平等をなくそう 国内および国家間の格差を是正する
 11 住み続けられるまちづくりを	11.住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする	 12 つくる責任 つかう責任	12.つくる責任 つかう責任 持続可能な消費と生産のパターンを確保する
 13 気候変動に具体的な対策を	13.気候変動に具体的な対策を 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る	 14 海の豊かさを守ろう	14.海の豊かさを守ろう 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する
 15 陸の豊かさを守ろう	15.陸の豊かさを守ろう 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る	 16 平和と公正をすべての人に	16.平和と公正をすべての人に 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する
 17 パートナリシップで目標を達成しよう	17.パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する		

（注）本計画に特に関連するゴールは太枠にしています。

第6節 印西市の教育の点検・評価と課題

1 印西市の教育の点検・評価の反映

評価実施後追加します

市教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、「印西市の教育施策」を市教育委員会として自己評価を実施し、公表しています。

令和3年度の点検・評価では、各施策、主な事業の目標に対し、進捗、達成度を総合的に判断し、下記に記載の5段階の評価基準において自己評価しています。

令和3年度（令和2年度事業対象）の点検・評価結果は、「S評価」が●事業、「A評価」が●事業、「B評価」が●事業、「C評価」が●事業、「一評価」が●事業となりました。市教育委員会では、全体として市の教育施策は進捗しており、今後もさらなる施策の推進を目指しています。

また、点検・評価結果を踏まえ、本計画の施策の方向性などに反映しています。

■「令和3年度(令和2年度事業対象)教育委員会の点検・評価」の結果

番号	基本目標	主 な 施策数	主 な 取組数	主 な 事業数	主な事業の評価数				
					S	A	B	C	—
I	生きる力を持ち未来を拓く 子どもを育む 〔学校教育〕								
II	生涯を通して学びスポーツ に親しめる環境づくりを推進する 〔生涯学習・生涯スポーツ〕								
III	心に豊かさをもたらす文化 の保護と振興を図る 〔文化芸術〕								
計									

〔評価基準〕

S：事業の目標が達成され、計画以上の施策の進捗が認められる。

A：事業の目標が概ね達成され、施策の進捗が認められる。

B：事業の目標が一部達成できなかった。

C：未達成事業が多く、施策の進捗がほとんど認められない。

—：新型コロナウイルス感染症の影響により、事業が実施できず、評価できなかった。

2 印西市の教育の現状と課題

(1) 学校教育

① 小・中学校教育（義務教育）

- 本市には、令和3年5月1日現在、小学校が18校あり、児童数は7,093人、中学校が9校あり、生徒数は2,922人となっており、知・徳・体の調和のとれた教育を推進し、生きる力を持ち未来を拓く子どもを育むまちを目指しています。
- 生きて働く「知識及び技能の習得」、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力」などの育成、学びを人生や社会に活かそうとする「学びに向かう力、人間性などの涵養」の3つを柱とした資質・能力を育成し、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努める必要があります。
- 学習指導員や介助員を配置し、特別支援教育も含めた、児童生徒の発達の相談・支援体制の構築に努めています。
- 本市の人口が令和10年まで緩やかに増加すると推計される中、学校生活における児童生徒への支援も増加・多様化することが予想されます。今後も学校現場でのきめ細やかな指導・支援を実現するための人材確保及び適切な人員配置を図ることが課題となっています。
- 心を育てる教育は、特別の教科道徳科を要とし、学校教育全体を通して、体系的・系統的に推進し、体験活動や多様な表現、鑑賞活動等、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努める必要があります。
- 児童生徒の学力向上やいじめ・差別、不登校への対応など、きめ細かな指導を行うため、教育センターと連携し、教職員の指導力向上に取り組んでいます。
- 不登校の児童生徒のうち、適応指導教室等を経て登校できるようになる子は一部に止まっており、適応指導の推進・周知が課題となっています。
- 新たな感染症の発生により、新しい生活様式が求められています。基本的な生活習慣を整え、健やかな体作りを推進するとともに、感染症に対する正しい知識の周知及び環境整備を図る必要があります。
- 運動に親しみ体力の向上を図るとともに、バランスのとれた栄養豊かな学校給食を提供し、学校給食を活用した効果的な食に関する指導を充実させ、健康な生活を送るための知識と、実践する能力の育成に努める必要があります。
- 経年劣化が進行している学校給食センターについては、衛生的かつ安定的な学校給食の提供を継続するため、計画的な設備更新や修繕工事が必要です。また、設備更新や修繕工事の期間中に代替給食を提供する可能性について検討する必要があります。

② 幼児教育

- 本市には、令和3年5月1日現在、幼稚園が8園あり、園児数は1,463人となっています。そのうち、市立幼稚園が2園で、園児数が223人、私立幼稚園が6園で、園児数1,240人と、

私立幼稚園の園児の方が多い状況です。

- 幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を確立する最も大切な時期にあたります。そこで、「健康な心と体」、「自立心」、「協同性」、「道徳性・規範意識の芽生え」、「社会生活との関わり」、「思考力の芽生え」、「自然との関わり・生命尊重」、「数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚」、「言葉による伝え合い」、「豊かな感性と表現」などについて遊びを通して育むことが望まれます。
- 「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年 4 月に施行され、幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や家庭・地域の子育て支援の充実を図ることなどについて規定され、一人ひとりの子どもが健全に成長できる社会の実現を図ることが求められています。
- 幼児教育・保育の無償化、働き方改革など、子育てや暮らしの在り方が多様化していることから、保育分野と連携しながら、幼稚園での保育の取り組みや、小学校との連携、特別支援教育の充実を図る必要があります。
- 市立幼稚園の園児数は減少傾向にあるものの、園における特別支援のニーズは増加・多様化しており、対応が課題となっています。幼児一人ひとりの望ましい発達を促すため、家庭と十分な連携を図る必要があります。
- 子どもたちが望ましい食習慣を身に付け、健やかな学童期を過ごすことができるよう、幼児期の食育を推進する必要があります。

(2) 教育環境

- 公立幼稚園及び小中学校施設については、校舎などの老朽化が進行している状況にあり、施設の改修や学級増に対応した増築など、学校の施設や設備の計画的な改善が必要です。
- 児童生徒の就学に対する支援を行い、教育格差が生じないよう引き続き保護者の経済的負担の軽減を図る必要があります。
- 児童生徒数が減少している地域と、宅地開発などにより児童生徒数が増加している地域が混在しており、小中学校の小規模化と大規模化が同時に進行していることから、学校規模により生じる教育指導上及び学校運営上の課題を解消し、より良い教育環境を整えるため、適正な学校規模に基づく、学校の適正な配置を進めていく必要があります。
- 国が提唱する G I G A スクール構想の実現に向けた、情報化社会に対応した教育を実施するため、無線 LAN やパソコンなどの I C T 環境を整備しました。今後、さらに児童生徒が適切な情報を選択し活用することができるよう情報活用能力を高める教育を進めることが課題となっています。
- 安全・安心で信頼される学校づくりを推進するとともに、子どもたちに、事故や災害、感染症など様々な危険から「自分の命は自分で守る」意識の定着を図る必要があります。
- 社会に開かれた教育課程の実現に向け、学校・家庭・地域の連携や協働（コミュニティ・スクール）を推進し、児童生徒に求められる資質・能力について地域住民と認識を共有するとともに、学校を核とした地域づくりに努めることが求められています。

(3) 文化・芸術

① 文化芸術活動

- 本市では、市民が優れた文化芸術に接する機会の拡大に努めるとともに、文化芸術活動に関する情報の提供、発表の場や団体・指導者の育成などにより、市民の自主的で創造的な文化芸術活動を支援しています。
- 文化ホールでの芸術鑑賞事業などを効果的に実施していくため、指定管理者制度の導入など施設の運営方法について検討していく必要があります。
- 市民の文化芸術に対する感性を高め、本市に住むことに誇りと愛着が持てるように文化芸術活動を推進する必要があります。
- 人口増に伴うニーズの多様性に対応するとともに、市民の文化・芸術活動の一層の活性化を図るため、市民がより活動しやすい環境づくりを進めることが課題となっています。

② 文化財の保護・活用

- 本市には、宝珠院観音堂や泉福寺薬師堂など、国・県・市指定文化財が49件（令和3年1月現在）残されており、貴重な文化財を後世に伝えるため、調査研究を行い、公開・活用することに努めています。今後も文化財の調査研究、公開・活用を続けるとともに、生涯学習や観光事業などと連携し、後世に伝えていくことが課題となっています。
- 歴史や文化財、自然が豊かな地域であり、これらを保護・保存・活用した取組を一層進めていく必要があります。また、歴史資料の整理及びデジタル化を進め、多様な方法で資料にアクセスできるよう環境整備をする必要があります。
- 印旛歴史民俗資料館が老朽化していることや歴史資料が市内各所で保存されていることから、展示施設や資料の集約化のための、新たな歴史文化施設を検討する必要があります。

③ 市史編さん

- 印西市史編さん事業方針に基づき、引き続き市史編さん事業を進め、市史の刊行とその普及・啓発を図っていく必要があります。
- 市民が市の歴史に理解を深め、誇りと愛着を持てるように、市史編さんで収集した資料の公開・活用を図ることが課題となっています。

(4) 生涯学習・青少年の健全育成

① 生涯学習

- 本市では、公民館、図書館などの生涯学習施設において、各年齢層に応じた様々な講座・教室・講演会などを開催するなど、子どもから高齢者まで市民一人ひとりが自ら学び、生涯を通して生きがいや自己実現ができる学習環境づくりを推進しています。
- 少子高齢化やライフスタイルの多様化により、生涯学習に対する市民のニーズも変化している中、学習メニューの充実や開講日時の工夫により幅広い年齢層の参加促進を図るとともに

に、効果的な学習サービスの提供体制を構築することが課題となっています。

- 市内にある 6 館の図書館は、それぞれ創意工夫による運営と蔵書の整備を行っていますが、地域の情報やコミュニティの拠点として機能できるよう、また、どのような方にも対応できるよう図書館サービスの充実を図ることが課題となっています。また、運営の効率化に向けて、指定管理者制度の導入の検討や施設整備の在り方について調査・研究する必要があります。
- 子どもたちの創造力や豊かな心の育成を目指し、子どもの読書活動の推進に努める必要があります。
- 公民館や図書館などの生涯学習施設は、老朽化が進んでいることから計画的な改修などを進めていく必要があります。

② 青少年の健全育成

- 核家族化の進行、地域とのつながりの希薄化により、家庭や地域を含む社会全体の教育力の向上が課題となっています。
- 青少年の健やかな成長に資する取組を行うとともに、家庭教育学級、地域ぐるみさわやかコミュニティ推進事業、コミュニティ・スクールなどを通して、家庭教育の充実や学校・家庭・地域との連携・協働を推進する必要があります。
- 放課後子ども教室では、地域の方々の参画を得て、子どもたちに勉強やスポーツなどの機会を提供していますが、さらなる充実を図り、子どもたちが放課後に安全・安心に過ごせる居場所となるよう努める必要があります。

(5) 生涯スポーツ

- 本市では、これまで教育委員会部局で生涯スポーツ（生涯を通じて楽しみながら行うスポーツ）の推進について「市民が参加しやすいスポーツ環境の整備と推進体制の充実」を施策として進めてきました。
- 平成 31 年 4 月から組織再編によって、スポーツは市長部局へ所管変えとなっているため、それに伴い、生涯スポーツについても、市長部局が策定する「印西市スポーツ推進基本計画」において施策を進めていきます。
- 今後、市長部局と連携して生涯スポーツの推進を図っていく必要があります。

第2章 基本方針

第1節 基本理念と基本方針

第2節 基本目標

第3節 計画の体系

第4節 重点的な取組の設定

第1節 基本理念と基本方針

1 印西市の教育の基本理念

教育を取り巻く社会情勢の変化や教育の課題を踏まえ、「印西市総合計画」で定めた将来都市像を実現するための5つの基本政策のひとつ「子どもたちの未来を育み誰もが心に豊かさをもたらすまちをつくります」を推進するため、**また、子どもたちだけでなく、あらゆる世代の人が思い立った時にいつでも学習することができ、学びの成果を発揮して地域で活躍できるような教育・学習環境を実現するため、**本計画が目指すべき基本理念を前計画に引き続き「だれもが輝き ともににはばたく いんざいの学び」とします。

本計画は、本市の教育や学びの総合的計画として策定し、「生きる力を持ち未来を拓く子どもを育成する学校教育」や「市民が様々な文化や芸術に触れることができる文化芸術活動」、「市民が生涯を通して学ぶことができる生涯学習や地域で子どもたちを守り育てる青少年の健全育成」を目指します。

そのため、学校教育では、次代を担う子どもたちが、変化の激しい社会を生き抜くために必要な生きる力を持ち、新しい時代に必要となる資質・能力を伸ばすことができるよう、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を適切に担い、地域が持つ豊かな自然や伝統文化を活かし、知・徳・体の調和のとれた教育を推進します。

文化芸術活動では、市民の心を豊かにし、地域に対する関心を高めるため、自主的な文化・芸術活動を積極的に支援するとともに、市民が様々な文化や芸術に触れることができる取組を推進します。

生涯学習では、子どもから高齢者まで市民一人ひとりが自ら学び、生きがいや自己実現などにつながる生涯を通して学習ができる環境づくりを進めます。また、生涯学習活動を通じて、地域への愛着が生まれ、地域づくりのための社会参加を促すとともに学習成果を地域で発揮できるような支援を行います。

青少年健全育成では、子どもたちの豊かな人間性や社会性を育み、子どもたちが安全・安心で健やかに成長できるよう、学校を核として家庭・地域の連携を図り、青少年の健全な育成に向けた活動を推進します。

〔基本理念〕

**だれもが輝き ともににはばたく
いんざいの学び**

2 印西市の教育の基本方針

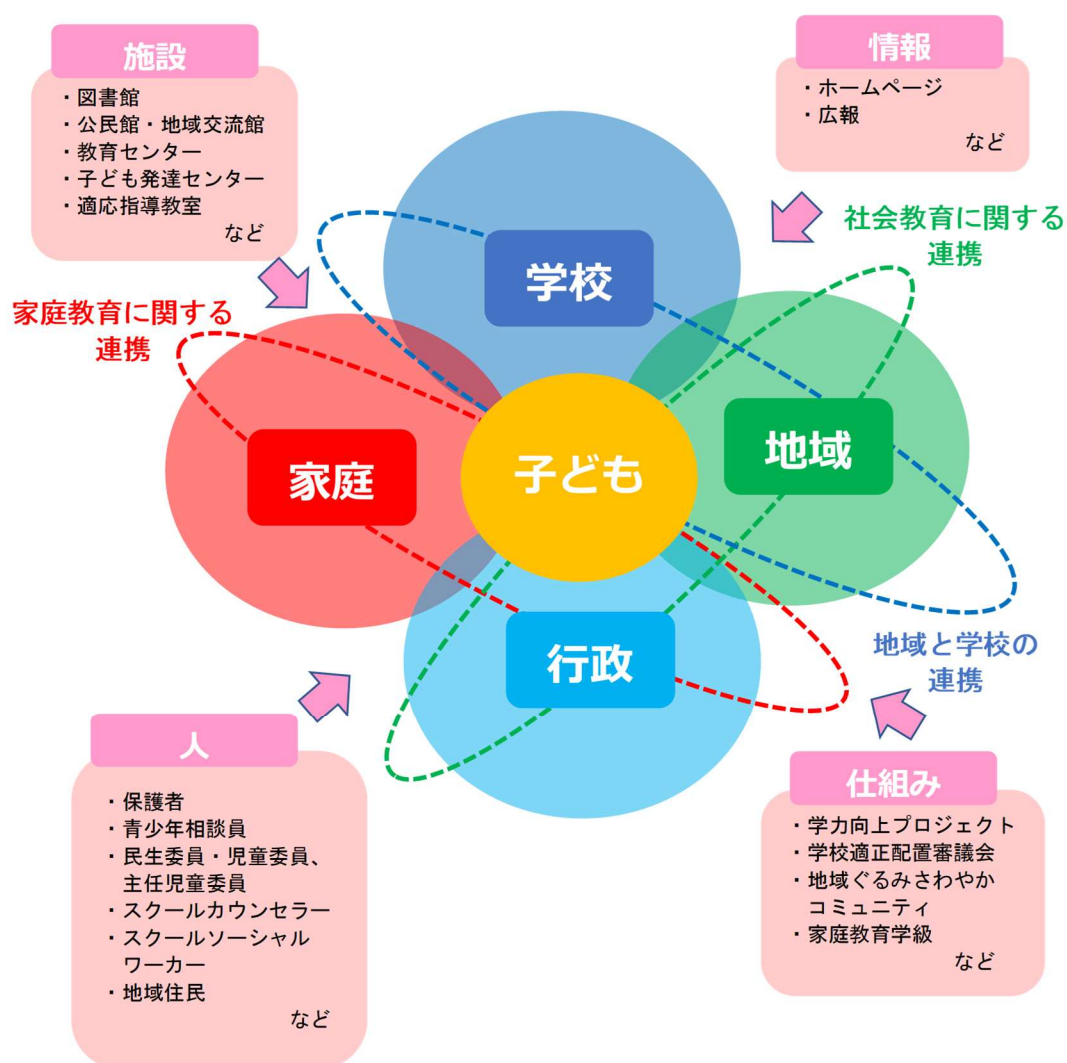
基本理念を踏まえて、施策を実施していくにあたり、前計画に引き続き、次の3つの基本方針で取り組みます。

基本方針 1

学校・家庭・地域が連携強化し、未来を拓く子どもを育む教育の推進

子どもたちの生活の場である学校、家庭、地域、支援機関等が連携強化し、たくましく生きる子どもたちを育む教育を充実させます。

〔子どもを育むための基盤イメージ〕



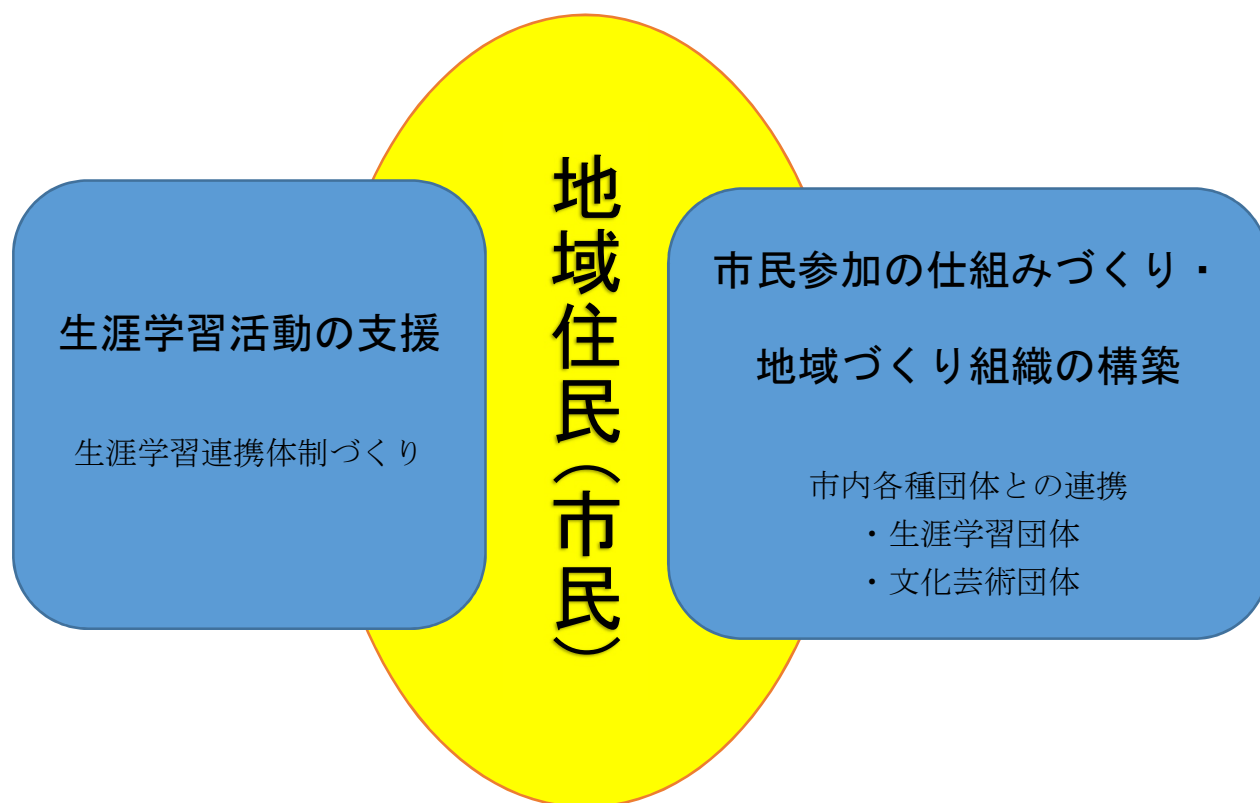
基本方針 2

市民が学びあい・活かしあい、地域に誇りと愛着が
持てる学びの推進

すべての市民の生涯学習環境を充実させ、それらの学習や活動成果を活かして互いが地域社会に参画する生涯学習環境の構築を目指します。

また、学びを通じて、生きがいづくり、健康づくり、仲間づくりなどが地域に広がるような取組を推進します。

〔生涯学習環境の構築イメージ〕



基本方針 3

すべての市民の健やかな心と体を育む学びの推進

幼児期から高齢期まで、健やかな心と体を育むために、「知」「徳」（学校教育・生涯学習・文化芸術）「体」（運動・食育）の総合的な学習を、市民一人ひとりの一生涯を通じて支援する学習環境の整備を推進します。

	ライフステージに応じた「知」「徳」「体」の学びイメージ	
幼児期	○ 学びの芽生え ○ 初期の社会生活のルールの習得 ○ 思いやり・感動する心 ○ 遊びを通した運動	○ 楽しく食べる ○ 歯みがき習慣の確立 ○ 生活リズムの確立
児童期 少年期	○ 基礎学力の習得 ○ 自覚的な学び ○ 関わりを通した学び ○ キャリア教育 ○ 自立と社会参加 ○ 社会生活のルールを守る ○ 礼儀や約束を大切にする	○ 健康的な生活習慣 ○ 体力・運動能力の向上 ○ スポーツ習慣 ○ 3食の生活リズム ○ バランスの良い食事 ○ 栄養の基礎知識 ○ 正しい歯みがきの習得
青年期 壮年期	○ 自立と社会参画 ○ 生涯にわたる学び ○ 学びによる交流 ○ 学びの成果の活用 ○ お互いの人格の尊重 ○ 公共心や規範意識の習得・実行 ○ 地域活動への参加	○ 栄養バランスを考えた食生活 ○ 定期的な歯科健診の啓発 ○ 健康を維持する生活習慣 ○ 体力・運動能力の維持 ○ スポーツ活動の確保 ○ 家族や仲間とのスポーツ活動
高齢期	○ 学びの地域貢献 ○ 誇りや愛着の持てる地域への貢献 ○ 自分に合った食生活	○ 体力・運動能力の維持 ○ 食等を通じた交流 ○ オーラルフレイル^(注) 予防

(注) オーラルフレイル：加齢に伴い、口腔機能が心身の機能低下につながる虚弱（フレイル）な状態になること。

第2節 基本目標

基本理念を実現するため、4つの基本目標を設定します。

基本理念	だれもが輝き ともにばたく いんざいの学び
基本方針	1 学校・家庭・地域が連携強化し、未来を拓く子どもを育む教育の推進 2 市民が学びあい・活かしあい、誇りと愛着が持てる地域を創造する学びの推進 3 すべての市民の健やかな心と体を育む学びの推進



基本目標 I	知・徳・体の調和のとれた教育を推進し、生きる力を持ち未来を拓く子どもを育む（学校教育）
方向性	変化の激しい社会を生き抜くために必要な生きる力の育成に向け、学ぶ力・豊かな心・健やかな体をバランスよく育むとともに、自らの能力を引き出し、習得したことを活用して、様々な課題に対し主体的に解決できる児童生徒の育成に努めます。

基本目標 II	子どもたちが安全で安心できる生活を送り健やかに成長できるよう、教育環境を充実させる（教育環境）
方向性	児童・生徒数が増加する本市において、子どもたちが安全で安心できる生活を送ることができるよう学校施設や教育環境を継続的に整えます。 また、現在の情報化社会に対応するため、情報活用能力の向上の取組を充実させます。

基本目標 Ⅲ	市民が様々な文化や芸術に触れることができるとともに、先人の残した文化遺産の価値や意義を次世代に適切に継承する（文化・芸術）
方向性	市民の豊かな心や地域に対する関心の醸成を図るため、自主的な文化・芸術活動を積極的に支援します。また、市民が様々な文化や芸術に触れることができる取組を進めます。 さらに、本市の歴史や文化財は、先人の残した文化遺産であり、その価値や意義を踏まえ次世代に適切に継承していくため、市民の郷土意識の涵養を図り、本市に残る各種の有形・無形文化財、埋蔵文化財、地域史料の保護や保存及び活用を進めていきます。

基本目標 Ⅳ	市民が生涯を通して学ぶことができるとともに、地域で子どもたちを守り育てる（生涯学習・青少年健全育成）
方向性	子どもから高齢者まで市民一人ひとりが自ら学び、生きがいや自己実現などにつながる生涯を通して学習ができる環境づくりを進めます。 また、生涯学習活動を通じて、地域への愛着を生み、地域づくりのための社会参加を促すとともに学習成果を地域に還元できるような支援を行います。あわせて、活動の場としての生涯学習施設の整備を推進します。 さらに、子どもたちの豊かな人間性や社会性を育み、子どもたちが安全・安心で健やかに成長できるよう、学校・家庭・地域の連携を図り、青少年の健全な育成に向けた活動を推進していきます。

第3節 計画の体系

基本目標		主な取組	
Ⅰ	知・徳・体の調和のとれた教育を推進し、生きる力を持ち未来を拓く子どもを育む（学校教育）	1	子どもたちの学ぶ力を育む
		2	子どもたちの豊かな心を育む
		3	子どもたちの健やかな体を育む
Ⅱ	子どもたちが安全で安心できる生活を送り健やかに成長できるよう、教育環境を充実させる（教育環境）	1	教育環境整備の充実
		2	学校の適正規模・適正配置の推進
		3	情報化社会に対応した教育の推進
		4	信頼される学校づくり
Ⅲ	市民が様々な文化や芸術に触れることができるとともに、先人の残した文化遺産の価値や意義を次世代に適切に継承する（文化・芸術）	1	文化・芸術活動の推進
		2	文化財の保護・活用の推進
		3	市史編さん事業や地域史料の保存
Ⅳ	市民が生涯を通して学ぶことができるとともに、地域で子どもたちを守り育てる （生涯学習・青少年健全育成）	1	多様な学習機会の提供
		2	図書館サービスの充実
		3	生涯学習施設の整備・充実
		4	家庭と地域の教育力の向上と青少年の健全育成

第4節 重点的な取組の設定

本計画では、基本理念や基本方針を実現するために、変化しつづける教育環境の中、国・県の教育行政の方向を踏まえ、基本目標ごとに重点的な取組を設定しています。

「第3章 基本目標ごとの計画」の「基本目標の体系」の表中、重点的な取組に★を付けています。

重点的な取組の位置づけ

- * 時代に則し、国・県の方針にかなう施策を推進する取組
- * 各基本目標において地域創生を推進する取組
- * 各基本目標を総合的に推進するための重点的な取組

第3章 基本目標ごとの計画

- 基本目標 I 知・徳・体の調和のとれた教育を推進し、生きる力を持ち未来を拓く子どもを育む（学校教育）
- 基本目標 II 子どもたちが安全で安心できる生活を送り健やかに成長できるよう、教育環境を充実させる（教育環境）
- 基本目標 III 市民が様々な文化や芸術に触れることができるとともに、先人の残した文化遺産の価値や意義を次世代に適切に継承する（文化・芸術）
- 基本目標 IV 市民が生涯を通して学ぶことができるとともに、地域で子どもたちを守り育てる（生涯学習・青少年健全育成）

基本目標 I 知・徳・体の調和のとれた教育を推進し、生きる力 を持ち未来を拓く子どもを育む（学校教育）

当該基本目標と関連の深いSDGs（持続可能な開発目標）



基本目標の方向

- 誰一人取り残すことなく、子どもたちの未来を拓くたくましい力を育み、多様な可能性を伸ばす教育を推進します。
- 基礎的な学力の向上に加え、生きて働く「知識及び技能の習得」、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力などの育成」、学びを人生や社会に活かそうとする「学びに向かう力、人間性などの涵養」の3つを柱とした資質・能力を育成し、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育を充実します。
- 特別の教科道徳科を要とした体系的・系統的な学校教育全体を通じた道徳教育を充実するとともに、体験活動や多様な表現、鑑賞活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育を推進します。

目標指標

項目	現状 (R2)	目標 (R7)	指標の算定方法（出典元）
全国学力・学習状況調査における 全国平均 100 に対する相対		103	全国学力・学習状況調査結果 （文部科学省公表値）
学校評価（豊かな心に関する2項目） における児童生徒の肯定回答 率（％）		95	肯定的回答数/ 全回答数 （教育委員会による学校評価）
体力テストにおいてTスコア（偏 差値）が満足できると判定された 項目の割合（％）		70	満足な項目数/ 全 144 項目 （スポーツ庁公表値）

基本目標の体系

★は、重点的な取組

主な取組		主な事業	
1	子どもたちの 学ぶ力を育む	1	個性や能力を伸ばす教育の推進★
		2	教職員研修（主任・層別等）の充実
		3	指導法等の研修の充実★
		4	校内研修の支援
		5	教育課題調査・研究・開発
		6	教育研究団体支援事業
		7	働き方改革の推進
		8	幼児教育の充実
		9	幼稚園と小学校・中学校の連携
		10	幼児期の個に応じた教育の推進
		11	学校図書館の資料の整備充実
		12	市立図書館との連携事業の開催
		13	学校図書館の環境整備と機能の充実
		14	国際理解教育の推進
		15	特別支援体制の充実★
		16	就学指導の推進
		17	キャリア教育の推進★
2	子どもたちの 豊かな心を育む	1	道徳教育の充実
		2	人権教育の推進
		3	文化芸術体験事業の充実
		4	体験活動の充実
		5	郷土愛を育む教育の推進
		6	適応指導教室事業の推進
		7	教育相談の充実
3	子どもたちの 健やかな体を育む	1	学校体育の充実
		2	運動部活動の充実
		3	健康教育の推進
		4	学校保健会の活動の充実
		5	健康診断の実施と事後措置の徹底
		6	小児生活習慣病の予防
		7	口腔衛生事業の推進
		8	保健室機能の充実
		9	学校環境衛生の充実
		10	食に関する指導の推進
		11	学校給食の充実

主な取組Ⅰ－１ 子どもたちの学ぶ力を育む

主な取組の方向

- 子どもたちの個性や資質・能力を伸ばす教育を推進し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた教職員研修の充実を図ります。
- 指導方法を工夫改善することにより、個に応じた指導の一層の充実を図ります。
- 自ら進んで読書に親しむ意欲と態度を育む読書活動の充実を図ります。
- 言語能力や情報活用能力、特別支援教育やグローバル化に対応した教育など、現代的な諸課題に求められる資質・能力の育成に努めます。

主な事業

事業名	個性や能力を伸ばす教育の推進
事業概要	○学級経営相談支援の実施 ○漢字級別認定テスト「印西漢字マスター」の実施 ○計算力認定テスト「印西計算マスター」の実施 ○社会科ワークテストの作成及び活用 ○生徒指導の機能を重視した「わかる授業」展開の推進 ○基礎学力向上のための取り組みの推進 ○個に応じた指導方法の工夫・改善及び指導体制の充実 ○ICTを活用した授業づくりの推進と支援 ○学校支援ボランティア・学生ボランティアの活用（順天堂大学、秀明大学、日本医科大学看護専門学校等との連携） ○教職インターンシップ「あすなろ先生」の派遣（秀明大学との連携） ○デジタル教材の効果的な活用

事業名	教職員研修（主任・層別等）の充実
事業概要	○教頭研修会の開催 ○教務主任研修会の開催 ○生徒指導担当者研修会の開催 ○情報教育研修会の開催 ○国際理解教育担当者研修会の開催 ○学校図書館担当者研修会の開催 ○体育主任研修会の開催

	○安全主任研修会の開催 ○養護教諭研修会の開催 ○特別支援教育コーディネーター研修会の開催 ○教育相談研修会の開催 ○若年層研修会の開催 ○非常勤職員研修会の開催
--	--

事業名	指導法等の研修の充実
事業概要	○学習指導法等に関する研修会の開催 ○教科教材研究等に関する研修会の開催 ○道徳教育授業研修会の開催 ○実技研修会の開催 ○I C T実技研修会及びI C T活用研修会の開催 ○特別支援教育研修会の開催 ○授業相談支援の実施 ○各種出前授業の開催

事業名	校内研修の支援
事業概要	○授業研修での指導・助言

事業名	教育課題調査・研究・開発
事業概要	○基礎学力調査と活用 ○教育に関する調査・研究・開発 ○研究校等、特色ある教育活動への支援 ○教材の研究開発 ○教科指導法の指導・支援

事業名	教育研究団体支援事業
事業概要	○教職員による自主講座の開催 ○本市教育研究会への指導・助言 ○各研究団体の活動支援

事業名	働き方改革の推進
事業概要	

事業名	幼児教育の充実
事業概要	○幼児教育に関する様々な情報の提供 ○園外研修等への積極的な参加 ○組織的・計画的な園内研修の推進 ○保護者会や地域懇談会の開催

事業名	幼稚園と小学校・中学校の連携
事業概要	○職場見学や体験を通しての交流 ○諸行事を通じての交流 ○情報交換会の開催

事業名	幼児期の個に応じた教育の推進
事業概要	○子ども発達センター、健康増進課等との連携 ○指導補助や支援のための非常勤職員の配置 ○相談支援ファイルを活用した早期就学相談の実施

事業名	学校図書館の資料の整備充実
事業概要	○学校図書館システムの活用による学校間貸出の推進 ○計画的な図書資料の選定と購入 ○蔵書点検の実施

事業名	市立図書館との連携事業の開催
事業概要	○学校図書館担当者会議、学校図書館司書連絡会での情報交換 ○市立図書館からの団体貸し出しの利用促進 ○スクール便貸出事業 ○図書館司書研修会の開催

事業名	学校図書館の環境整備と機能の充実
事業概要	○学校図書館司書の適切な配置 ○学校図書館司書連絡会の定期的な開催

事業名	国際理解教育の推進
事業概要	○外国語指導助手（ALT）及び日本人英語教育コーディネーターの活用 ○日本語指導員の派遣 ○小学校中学年の外国語活動及び高学年の外国語科の充実 ○小学校低学年における国際理解教育の推進 ○イングリッシュアカデミーホップ（小学３・４年生対象の英語研修会）の実施 ○イングリッシュアカデミーステップ（小学５・６年生対象の英語研修会）の実施 ○イングリッシュアカデミージャンプ（中学生対象の海外派遣研修）の実施

事業名	特別支援体制の充実
事業概要	○個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成と活用 ○指導補助や支援のための非常勤職員の配置 ○校内支援体制の充実 ○定期の巡回相談の実施 ○専門家チームの活用 ○家庭、医療、関係機関等との連携 ○適応指導教室との連携 ○特別支援教育に関する研修会の開催 ○コスモスファイルを活用した児童生徒理解 ○インクルーシブ教育の推進

事業名	就学指導の推進
事業概要	○就学指導委員会の開催 ○早期就学相談の実施 ○関係課担当者会議の実施

事業名	キャリア教育の推進
事業概要	○中学校職場体験学習（印西市生き生き体験）の実施と小学校職場見学学習の支援 ○地域の企業、職業人との連携 ○キャリアパスポートへの支援

主な取組Ⅰ－２ 子どもたちの豊かな心を育む

主な取組の方向

- 特別の教科道徳科を指導の要とし、「考え、議論する道徳」への転換を図り、自立した人間として他者と共によりよく生きるための道徳性を養います。
- 児童生徒の個々の心身の発達や特性に即した児童生徒理解と教育相談を充実させるとともに、いじめや不登校などへのきめ細かな支援と組織的な対応に努めます。
- 幅広い音楽活動や日本の伝統芸能の鑑賞、体験活動を通して、豊かな情操を育みます。

主な事業

事業名	道徳教育の充実
事業概要	○道徳教育全体計画の改善と校内推進体制の充実 ○道徳教育授業実践研修会の開催

事業名	人権教育の推進
事業概要	○人権教育全体計画の改善と心を育てる教育の充実 ○人権教育研修の実施 ○人権教室の開催 ○いじめに関するアンケートの定期的な実施 ○いじめ防止対策委員会の開催 ○家庭・地域や関係機関との連携による人権意識の啓発 ○多様性を尊重する人権教育の推進

事業名	文化芸術体験事業の充実
事業概要	○さわやかハートフルコンサートの開催 ○小学校芸術鑑賞教室の開催

事業名	体験活動の充実
事業概要	○奉仕等体験活動の実施 ○自然科学体験学習の実施 ○みどりの少年団活動の推進 ○親子体験教室の実施

事業名	郷土愛を育む教育の推進
事業概要	○各小・中学校に設置している「歴史資料室」の内容の充実

事業名	適応指導教室事業の推進
事業概要	○適応指導教室の充実 ○適応指導教室連絡会の実施

事業名	教育相談の充実
事業概要	○面接相談・電話相談の充実 ○不登校児童生徒等の相談の充実 ○関係機関との連携 ○訪問指導の充実 ○スクールカウンセラー等の活用 ○学校の諸問題に対する助言・指導

主な取組Ⅰ－３ 子どもたちの健やかな体を育む

主な取組の方向

- 学校体育の充実や部活動の支援に努め、児童生徒の体力の向上を図ります。
- 健康の保持増進のため健康診断及び保健指導や歯と口腔の指導を実施するとともに、学校環境衛生の改善に努めます。
- 食に関する指導を推進し、安全安心で栄養バランスのとれた給食を提供します。

主な事業

事業名	学校体育の充実
事業概要	○体育主任会議の開催 ○小学校駅伝競走大会の開催 ○中学校武道学習における外部指導者の活用 ○授業や大会等における順天堂大学との連携強化 ○運動に親しむ能力を育成するための授業改善指導 ○体力・運動能力調査の集計・分析

事業名	運動部活動の充実
事業概要	○部活動サポート事業による指導者派遣 ○部活動補助金交付事業による経済的支援 ○部活動の適切な運営に向けた指導・助言

事業名	健康教育の推進
事業概要	○保健指導教材の整備 ○薬物乱用防止教育の推進 ○養護教諭、小児科医によるいのちの授業の実施（中学生対象） ○養護教諭、助産師、保健師等による性に関する指導の実施（小学6年生・中学3年生対象）

事業名	学校保健会の活動の充実
事業概要	○学校医、学校歯科医、学校薬剤師との連携 ○各専門部会（学校薬剤師、栄養士、養護教諭）の活動の支援 ○「印西市の学校保健」（小冊子）と学校保健会報の発行

事業名	健康診断の実施と事後措置の徹底
事業概要	○就学前児・児童・生徒の健康診断の実施 ○健康診断結果の集計と分析 ○個別指導の充実（治療勧告）

事業名	小児生活習慣病の予防
事業概要	○学校医、養護教諭、栄養教諭等による小児生活習慣病予防検討部会の開催 ○小児生活習慣病予防検診の実施（小学5年生、中学1・3年生対象） ○養護教諭、栄養教諭等による小児生活習慣病予防教室及び事後指導・個別相談の実施

事業名	口腔衛生事業の推進
事業概要	○学校歯科医、養護教諭、歯科衛生士等による学校歯科保健検討部会の開催 ○学校歯科医、歯科衛生士等による歯科相談・ブラッシング指導の実施

事業名	保健室機能の充実
事業概要	○保健室の環境整備 ○健康相談の実施

事業名	学校環境衛生の充実
事業概要	○環境衛生検査（水質検査、照度検査、空気検査等）の実施

事業名	食に関する指導の推進
事業概要	○「印西市食育ミニマム」や食に関する指導の全体計画に基づいた組織的な指導 ○栄養教諭、養護教諭、学級担任等の連携による食育指導 ○栄養教室・食育の授業の開催（全小学校１・３年生、希望による小学校２・４・６年生に実施） ○小児生活習慣病予防教室の開催（小学校５年生・中学校１年生対象） ○家庭・地域と連携した食育の推進 ○ちば食育ボランティア、ちば食育サポート企業の活用 ○給食レストランの開催（市民対象）

事業名	学校給食の充実
事業概要	○献立の工夫と改善 ○衛生管理の徹底 ○給食残渣等の再資源化 ○食物アレルギー対応給食の提供及び研修会の開催 ○食物アレルギーへの対策 ○学校給食センター老朽化への対応

基本目標 Ⅱ 子どもたちが安全で安心できる生活を送り健やかに成長できるよう、教育環境を充実させる（教育環境）

当該基本目標と関連の深いSDGs（持続可能な開発目標）



基本目標の方向

- 公立幼稚園及び小中学校施設については、校舎などの老朽化が進行している状況にあり、施設の改修や学級増に対応した増築など、教育環境の充実に努めます。
- 児童生徒の就学に対する支援を行うことにより保護者の経済的負担を軽減し、教育格差が生じないように図ります。
- 小中学校の小規模化と大規模化が同時に進行していることから、より良い教育環境を整えるため、学校規模により生じる教育指導上及び学校運営上の課題を解消し、適正な学校規模に基づく学校の適正な配置に努めます。
- 国が提唱するGIGAスクール構想に則り、情報化社会に対応した教育を推進し、児童生徒の情報活用能力の向上を図ります。
- 安全・安心で信頼される学校づくりを推進するとともに、児童・生徒に様々な危険に対する防災意識の定着を図ります。
- 社会に開かれた教育課程の実現に向け、学校・家庭・地域の連携や協働（コミュニティ・スクール）の取組を一層推進します。

目標指標

項 目	現 状 (R 2)	目 標 (R 7)	指標の算定方法（出典元）
学校評価（家庭・地域連携に関する項目について）における保護者の肯定的回答率（％）		81	肯定的回答数/ 全回答数 （教育委員会による学校評価）
学校評価（家庭・地域連携に関する項目について）における児童生徒の肯定的回答率（％）		88	肯定的回答数/ 全回答数 （教育委員会による学校評価）
学校評価（学校の施設・設備に関する項目について）における保護者・児童生徒・教職員の肯定的回答率（％）		80	肯定的回答数/ 全回答数 （教育委員会による学校評価）

基本目標の体系

★は、重点的な取組

主な取組		主な事業	
1	教育環境整備の充実	1	安全な学校・幼稚園施設の充実★
		2	就学援助の充実
		3	修学旅行費補助事業
2	学校の適正規模・適正配置の推進	1	学校の適正規模・適正配置の推進
3	情報化社会に対応した教育の推進	1	教育関係資料収集・活用・教育広報
		2	情報教育及びＩＣＴ活用の推進★
4	信頼される学校づくり	1	安全教育の充実
		2	児童生徒・園児の安全確保
		3	通学路の安全確保
		4	学校管理下における災害共済給付
		5	学校情報公開と地域の連携★

主な取組Ⅱ－１ 教育環境整備の充実

主な取組の方向

- 施設の改修や学級増に対応した増築など、教育環境の充実を図ります。
- 児童生徒の就学などに対する支援を行うことにより保護者の経済的負担を軽減し、教育格差が生じないよう図ります。

主な事業

事業名	安全な学校・幼稚園施設等の充実
事業概要	○小・中学校の大規模改修工事及び校舎増築事業 ○管理・教材備品等の整備

事業名	就学援助の充実
事業概要	○経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に就学援助を実施

事業名	修学旅行費補助事業
事業概要	○小・中学校が実施する修学旅行に際し、保護者が負担する費用の一部を補助

主な取組Ⅱ－２ 学校の適正規模・適正配置の推進

主な取組の方向

- 学校規模により生じる教育指導上及び学校運営上の課題を解消し、より良い教育環境の整備と教育の質の向上を図るため、通学距離や地域特性などに配慮しながら、学校の適正規模・適正配置を推進します。

主な事業

事業名	学校の適正規模・適正配置の推進
事業概要	○学校適正規模・適正配置基本方針における検討対象校の適正化に向けた検討と調整 ○学校適正配置審議会の開催

主な取組Ⅱ－３ 情報化社会に対応した教育の推進

主な取組の方向

- 情報化社会に対応した教育を実施するため、無線 LAN やパソコンなどの ICT 環境の整備を行います。
- 児童生徒が適切な情報を選択し活用することができるよう情報活用能力を高める教育を推進します。

主な事業

事業名	教育関係資料収集・活用・教育広報
事業概要	○教育資料の収集・活用・提供 ○学校間グループウェアと文書管理システムを活用した教育関係資料・各種文書の電子化及び共有化 ○教育センターホームページによる教育広報推進 ○学校ホームページ及びメール配信システムの広報的機能強化 ○SNS 等対応ネットリテラシー教育の充実

事業名	情報教育及び ICT 活用の推進
事業概要	○教科指導用 ICT 関連環境整備の充実 ○校務システムの機能充実 ○校務システムを活用した学籍、成績、保健等の校務情報化推進 ○公簿や文書、教育情報の電子化の推進 ○各システムやサーバー・端末等の適正な運用管理 ○情報セキュリティポリシー遵守の徹底 ○教育 C I O の配置、ヘルプデスク設置 ○教科等、情報教育、プログラミング教育における ICT 活用に関する研修の実施及び各学校への出前講座実施 ○学校図書館システムの活用推進

主な取組Ⅱ－４ 信頼される学校づくり

主な取組の方向

- 生活全般を通して、危険を予測・回避し、自らの安全を守る的確な行動がとれるとともに、自他共に安全に生活する態度の育成に努めます。
- 家庭や地域に対して、ホームページや各種お便りを活用して学校の状況を積極的に情報発信するなど、学校・家庭・地域の連携・協働を推進します。

主な事業

事業名	安全教育の充実
事業概要	○交通安全教室の実施（公立幼稚園・小中学校対象） ○防犯教室の実施（公立幼稚園・小中学校対象） ○避難訓練の実施（公立幼稚園・小中学校対象）

事業名	児童生徒・園児の安全確保
事業概要	○学校安全に関する計画やマニュアルの見直しと定期的な施設点検の実施に関する指導・助言 ○防犯ブザーの貸与（小学新入生対象） ○自転車通学用ヘルメット貸与（小・中学新入生対象） ○メール配信システムの活用（公立幼稚園・小中学校等） ○防災行政無線を活用しての見守り活動の推進 ○安全主任等研修会の開催 ○「こども１１０番の家」の推進 ○台風・雷雨・竜巻等自然災害対応安全指導の充実 ○理科薬品の安全管理の指導

事業名	通学路の安全確保
事業概要	○印西市通学路交通安全プログラムに基づいた通学路安全点検の実施と関係課、関係機関との連携・対応 ○児童・保護者・教師等の点検による全小学校区の安全マップの更新及び関係機関への配布

事業名	学校管理下における災害共済給付
事業概要	○日本スポーツ振興センター災害共済給付制度への加入の推奨 ○災害給付手続きに関する学校への情報提供及び指導

事業名	学校情報公開と地域の連携
事業概要	○学校ホームページを活用した学校広報の充実 ○教育センターホームページを活用した各学校の取組の共有化 ○地域人材の活用（学校・家庭・地域の連携） ○学校評価による学校教育の改善 ○学校公開授業の推進

基本目標 Ⅲ 市民が様々な文化や芸術に触れることができるとともに、先人の残した文化遺産の価値や意義を次世代に適切に継承する（文化・芸術）

当該基本目標と関連の深いSDGs（持続可能な開発目標）



基本目標の方向

- 市民一人ひとりが、優れた文化・芸術に接する機会を拡大するとともに、市民の文化・芸術活動の一層の活性化を図るため、市民がより活動しやすい環境づくりや次世代の育成に努めます。
- 地域の伝統芸能や歴史、文化財の保護・活用を図り、次世代に継承していく取組を一層推進します。
- 印西市史編さん事業方針に基づき、引き続き市史編さん事業を進め、市史の刊行とその普及・啓発を図ります。

目標指標

項 目	現 状 (R 2)	目 標 (R 7)	指標の算定方法（出典元）
文化・芸術に関して満足している人の割合（％）	28.7	39	「満足」と「やや満足」の合計 （市民満足度・重要度調査結果）
無形民俗文化財の指定数（件）	6	6	実績値 （生涯学習課調べ）
文化財の指定件数（件）	49	49	実績値 （生涯学習課調べ）
文化ホールの自主事業数（事業）		12	実績値 （生涯学習課調べ）

基本目標の体系

★は、重点的な取組

主な取組		主な事業	
1	文化・芸術活動の推進	1	文化芸術事業の充実★
		2	文化芸術活動の支援★
		3	地域文化活動の支援
		4	子どもたちの文化芸術活動の充実★
		5	文化芸術活動を支える人材の育成推進★
2	文化財の保護・活用の推進	1	指定文化財保護事業
		2	文化財基礎調査事業
		3	埋蔵文化財の保護事業
		4	文化財の活用事業
		5	印旛歴史民俗資料館運営事業
		6	郷土資料の収集・保存・展示
3	市史編さん事業や地域史料の保存	1	市史編さん事業
		2	地域史料の保存及び活用
		3	歴史公文書の収集、整理保管

主な取組Ⅲ－１ 文化・芸術活動の推進

主な取組の方向

- 市民の自主的な文化・芸術活動への支援を行い、文化・芸術に触れる機会の拡充を図ります。
- 地域の人材の活用を積極的に行い、同時に地域文化の担い手の育成に取り組みます。
- （仮称）千葉ニュータウン中央駅圏複合施設に多目的ホールやギャラリーを整備し、文化・芸術活動の振興を図ります。

主な事業

事業名	文化芸術事業の充実
事業概要	○文化ホール主催事業等の実施

事業名	文化芸術活動の支援
事業概要	○市民文化祭の実施 ○文化芸術団体活動への支援 ○文化芸術情報の提供

事業名	地域文化活動の支援
事業概要	○市民の地域文化活動への支援

事業名	子どもたちの文化芸術活動の充実
事業概要	○文化芸術活動体験の実施

事業名	文化芸術活動を支える人材の育成推進
事業概要	○芸術文化協会と連携し、地域の文化芸術活動を支える人材育成を支援

主な取組Ⅲ－２ 文化財の保護・活用の推進

主な取組の方向

- 郷土伝統文化の継承・公開や史跡整備・活用事業などを通して、文化財の保護・活用を推進していきます。
- 印旛歴史民俗資料館の運営や木下交流の杜歴史資料センターの展示施設を充実させるとともに、新たな歴史文化施設の検討を行います。

主な事業

事業名	指定文化財保護事業
事業概要	○有形文化財、史跡及び天然記念物の保存 ○無形民俗文化財の継承支援 ○文化財の普及啓発

事業名	文化財基礎調査事業
事業概要	○仏像調査・石造物調査の実施、調査報告書刊行準備

事業名	埋蔵文化財の保護事業
事業概要	○市内主要遺跡調査の実施 ○埋蔵文化財の取扱い事務及び埋蔵文化財包蔵地の保護 ○道作古墳群活用事業の推進

事業名	文化財の活用事業
事業概要	○有形文化財、史跡及び天然記念物の活用 ○無形民俗文化財の公開 ○埋蔵文化財の活用

事業名	印旛歴史民俗資料館運営事業
事業概要	○市域の考古、歴史、民俗等の資料の収集・保管・調査・研究及び成果の公表 ○常設展示の実施 ○講座及び体験型事業の実施

事業名	郷土資料の収集・保存・展示
事業概要	○分散化した歴史的資料の集約化の検討 ○歴史文化施設の検討

主な取組Ⅲ－３ 市史編さん事業や地域史料の保存

主な取組の方向

- 本市の歴史を記述した市史を刊行することにより郷土意識の涵養を図ります。また、市民の活動などを記録した地域史料を次の世代に引き継ぐため、地域史料の保存と活用を図ります。

主な事業

事業名	市史編さん事業
事業概要	○市史刊行に向けた資料収集・調査等の実施 ○市史講座等の実施 ○市史の刊行 ○市史刊行物の頒布

事業名	地域史料の保存及び活用
事業概要	○木下交流の杜歴史資料センターの管理・運営 ○古文書等の調査及び収集 ○古文書等の整理及び保存活用

事業名	歴史公文書の収集、整理保管
事業概要	○歴史公文書の引継、整理保管

基本目標 IV 市民が生涯を通して学ぶことができるとともに、地域で子どもたちを守り育てる (生涯学習・青少年健全育成)

当該基本目標と関連の深いSDGs（持続可能な開発目標）



基本目標の方向

- 市民一人ひとりが生涯を通して学ぶことのできる環境の整備、多様な学習機会の提供を図ります。
- 少子高齢化やライフスタイルの多様化により、生涯学習に対する市民のニーズも変化していることから、学習メニューの充実や開講日時の工夫により幅広い年齢層の参加促進を図るとともに、効果的な学習サービスの提供体制の構築に努めます。
- 市内にある6館の図書館は、それぞれ創意工夫による運営と蔵書の整備を行っていますが、地域の情報やコミュニティの拠点として機能できるよう、また、どなたにも対応するよう図書館サービスの充実を図ります。
- 核家族化の進行、地域とのつながりの希薄化により、家庭や地域を含む社会全体の教育力の向上が課題となっていることから、青少年の健やかな成長を目指し、家庭教育学級、地域ぐるみさわやかコミュニティ推進事業、コミュニティ・スクールなどを通して、家庭教育の充実や学校・家庭・地域との連携・協働の推進に努めます。
- 放課後子ども教室では、地域の方々の参画を得て、子どもたちに勉強やスポーツなどの機会を提供していますが、さらなる充実を図り、子どもたちが放課後に安全・安心に過ごせる居場所づくりを推進します。

目標指標

項 目	現 状 (R 2)	目 標 (R 7)	指標の算定方法（出典元）
生涯学習に関して満足している人の割合（％）	28.4	39	「満足」と「やや満足」の合計 （市民満足度・重要度調査結果）
図書館個人登録率（％）		31	図書館登録者数／印西市人口 （生涯学習課調べ）
公民館の貸部屋の年間利用率（％）		45	年間利用コマ数／年間利用可能 コマ数（午前・午後・夜間） （生涯学習課調べ）

基本目標の体系

★は、重点的な取組

主な取組		主な事業	
1	多様な学習機会の提供	1	生涯学習ガイドの発行
		2	市民アカデミーの充実★
		3	公民館・地域交流館主催事業の充実
		4	生涯学習まちづくり出前講座の実施
		5	産学官民の連携・協力★
		6	社会教育関係団体の支援★
2	図書館サービスの充実	1	図書館サービスの充実
		2	子ども読書活動の推進
3	生涯学習施設の整備・充実	1	生涯学習環境の整備・充実
4	家庭と地域の教育力向上 と青少年の健全育成	1	家庭教育学級の充実★
		2	「こども１１０番の家」の推進
		3	青少年健全育成大会の実施
		4	地域ぐるみさわやかコミュニティ推進事業の充実
		5	放課後子ども教室の推進★
		6	成人記念式典の実施

主な取組Ⅳ－１ 多様な学習機会の提供

主な取組の方向

- 生涯学習ガイドやホームページなどにより生涯学習情報を提供し、市民の関心や参加意欲の向上に努めるとともに、市民アカデミーや出前講座、各公民館主催事業で市民の学習ニーズや年齢層に合わせた多種多様な学習機会を提供していきます。なお、学習機会の提供にあたっては、人づくり、地域づくりにつながる学習内容の工夫などにも努めていきます。
- 大学や企業などとの連携・協力した事業を展開し、市民の学習機会を充実させます。

主な事業

事業名	生涯学習ガイドの発行
事業概要	○生涯学習ガイドの発行 ○冊子内容を市ホームページで提供

事業名	市民アカデミーの充実
事業概要	○市民アカデミーの充実 ○公民館・地域交流館などの事業での活用の充実

事業名	公民館・地域交流館主催事業の充実
事業概要	○市民ニーズや社会的課題をとらえた事業の実施 ○子ども対象事業の充実 ○大人対象事業の充実 ○団体や行政等との共催事業の充実

事業名	生涯学習まちづくり出前講座の充実
事業概要	○学習機会を増やし、市民参画のきっかけとなる生涯学習まちづくり出前講座の充実

事業名	産学官民の連携・協力
事業概要	○大学などの高等教育機関や企業などとの連携・協力 ○市民・市民団体との連携・協力

事業名	社会教育関係団体の支援
事業概要	○社会教育関係団体の支援 ○ボランティアの育成や地域で活動する個人・団体のネットワーク化の推進

主な取組Ⅳ－２ 図書館サービスの充実

主な取組の方向

- 地域における情報やコミュニティの拠点として市民生活に役立つ施設となるよう従来の来館型サービスのほか、電子書籍の貸出など非来館型サービスの充実を図り、図書館の利用を促進します。また、誰でも利用しやすい環境の整備に向け、施設整備の在り方などについて調査・研究していきます。
- 子どもの読書活動を推進するため、読書活動を深める機会の提供や読書環境の整備・充実に努めます。

主な事業

事業名	図書館サービスの充実
事業概要	○資料の収集・管理及び提供 ○レファレンスサービス・事業の充実 ○電子書籍の提供など非来館型サービスの充実

事業名	子ども読書活動の推進
事業概要	○図書館での読み聞かせ等の実施 ○学校での読書活動の推進

主な取組Ⅳ－３ 生涯学習施設の整備・充実

主な取組の方向

- 生涯学習施設を計画的に改修又は効果的な整備を進めることで機能の充実を図ります。
- 継続的な企画・事業の実施に取り組み、地域の実情に合ったサービスを展開していきます。

主な事業

事業名	生涯学習環境の整備・充実
事業概要	○公民館・地域交流館や図書館の適正な維持・改修 ○生涯学習機能の充実 ○社会教育主事の配置 ○小林公民館大規模改修実施 ○本埜公民館大規模改修実施 ○印旛公民館移転及び複合化の検討

主な取組Ⅳ－４ 家庭と地域の教育力向上と青少年の健全育成

主な取組の方向

- 家庭教育学級の開設や講座の開催により、家庭における教育力の向上を図ります。また、子どもの発達・成長段階に応じた情報の提供や課題の解決に向けた自発的な取組を支援します。
- 子どもたちを地域ぐるみで守り育てるために、学校・家庭・地域との連携を推進し、青少年の健全な育成を図ります。

主な事業

事業名	家庭教育学級の充実
事業概要	○各公立幼稚園・小・中学校での家庭教育学級開設 ○家庭教育学級主事会議の開催 ○家庭教育学級運営委員研修会の開催 ○家庭教育指導員の配置

事業名	こども１１０番の家の推進
事業概要	○こども１１０番運営委員会などの支援 ○こども１１０番ステッカー・看板の提供

事業名	青少年健全育成大会の実施
事業概要	○青少年健全育成大会の実施

事業名	地域ぐるみさわやかコミュニティ推進事業の充実
事業概要	○中学校区ごとに学校や地域で活動する団体が協力し、コミュニティづくりと生活環境の整備を図る地域ぐるみさわやかコミュニティ推進事業の支援

事業名	放課後子ども教室の実施
事業概要	○放課後子ども教室の実施

事業名	成人記念式典の実施
事業概要	○新成人運営スタッフの企画・運営による成人記念式典の実施

第4章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

第2節 計画の進行管理

第1節 計画の推進体制

本計画を推進するためには、教育に関わるすべての者が、それぞれが担う基本的な役割と責任を自覚し、相互に連携し協力して取り組む必要があります。

1 関係機関等との連携

近年、子どもを取り巻く課題は複雑化、多様化しており、子どもの権利や福祉、地域づくりなどをはじめとした様々な観点から課題の解決を図っていく必要があります。また、市民の生涯にわたる学びにつながる取り組みは、子育て支援や、スポーツ・文化の普及・促進、環境教育の推進、国際化の推進など様々な分野にわたります。

こうしたことから、各施策を具体的に進めていくため、教育委員会では、市長部局をはじめ、国や千葉県、学校・家庭・地域及び企業や関係団体と連携して取り組みます。

2 市民との連携

未来を担う子どもを育み、市民一人ひとりが生涯にわたる学びを実践するためには、地域全体で子どもの成長と自立、市民の学びを支えていく必要があります。

そのため、本計画の推進にあたっては、家庭・地域住民はもとより、大学などの教育機関、ボランティア、企業などの多様な主体の協力と参画を得て、地域全体で、教育のさらなる充実を目指します。

3 庁内の連携

本計画では、学校教育、生涯学習、文化芸術の各々の分野の充実を目指すとともに、施策の効果高めるため、事業の実施にあたっては、関係課が連携して取り組みます。

第2節 計画の進行管理

1 点検・評価の実施

本計画の各施策を効果的かつ確実に推進するためには、定期的に進捗状況や効果などの進行管理を行う必要があります。

そのため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、毎年実施する「教育に関する事務の管理及び執行状況についての点検及び評価」の中で、本計画で示した事業について進行管理を実施します。

また、その結果について市議会に提出するとともに、市民に公表します。

2 フォローアップの実施

本計画は、PDCAサイクルによるマネジメントを基本に、フォローアップを実施し、着実に推進します。

「PLAN（計画）」では、上位・関連計画を踏まえ、庁内組織、策定委員会の協議を経て、本計画を策定します。また、策定した計画を基に年度ごとの実施計画である「印西市の教育施策」を作成します。

「DO（実施）」では、市民、関係団体、企業、大学、市などが連携して地域全体で取り組みます。

「CHECK（検証）」では、毎年度、教育施策の点検・評価を実施し、次年度以降へ向けて施策の方向性を検討します。

「ACTION（改善）」では、点検・評価の結果や法令の改正などを踏まえ、「印西市の教育施策」を必要に応じて見直します。

〔フォローアップのイメージ〕

